

東広島市農業委員会令和3年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月28日(水) 午前10時00分から11時20分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 14人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	5	台川洋子
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
12	荒谷義憲	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	23	古川みどり		

- 4 欠席委員 10人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	清水寿昭	4	窪田恒治	6	小倉亜紗美
10	岡本義則	11	黒川克輝	13	住井正美
18	在間輝昭	19	仲伏英雄	22	高尾昭臣
24	瀬戸則昭				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 台川洋子 委員 7番 岡土居正弘 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(別紙1)

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

- (農地中間管理機構分)の決定について(別紙2)
議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3講の規定による農用地利
用配分計画案に対する意見決定について(別紙3)
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第24号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

- 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第16号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第17号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
局長補佐	定 井 芳 紀	
農地保全係主査	合 原 茂 宏	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充	
農地保全係一般事務員	西 田 直 子	
生活環境部福富支所地域振興課主任主事		三 宅 敦 士
生活環境部安芸津支所地域振興課主査		瀧 敬史郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主任	豊 田 宏

議長	<p>それでは、これより4月の総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>在任委員数24人中14人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番墓川委員さん、7番岡土居委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和3年4月28日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会期は令和3年4月28日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程をいたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会事務局に委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
豊田主任	<p>私から、総会議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>これから座ってご説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は62件、総面積は176,594.03㎡となっております。所有権の移転は1件で、面積は1,311㎡となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、事務局からは利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係の議案も、議案のとおりご決定いただきますと、集積率は24%となります。前回3月5日公告時点での集積率が23.87%でございましたので、0.13ポイントの増となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>なお、この議案は、本日配付した資料1の議案第18号の関係欄にありますように、脇坂委員さん、在間委員さん、原委員さんが関係者となっております、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括してまとめて審議し、その後、関係者分以外の案を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、関係者分について先一括審議することとしますので、該当する委員さんにおかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 脇坂委員、在間委員、原委員、退室 >
議長	<p>それでは、議案の事案のうち、議案第18号の関係分について、ご質問、ご意見がございませ</p>

	たら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第18号の事案のうち、関係分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第18号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。 それでは、関係者の方は入室してください。
	< 脇坂委員、在間委員、原委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成いただいた議案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することにご賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 なお、議案第19号で農地中間管理機構により集積する農地は、全て次の議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介し農地の貸し借りという観点で密接に関連しておりますので、議案第19号と議案第20号は併せて説明をお願いしようと思っておりますが、ご異議はありませんか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第19号と議案第20号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。
栗原主査	それではまず、総会議案の議案第19号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明させていただきます。 それでは、座って説明をさせていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、7件、30,067㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。 続きまして、総会議案の議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明させていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会から意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うため、農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上、知事の認可を受けることとなっております。 内容については、先ほどの議案第19号で説明させていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、4経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様になります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

栗原主査	<p>なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいた意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第19号について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は、先ほど議案第20号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の栗原さん、豊田さん、ありがとうございます。退席をお願いします。</p>
	<p>< 豊田主任、栗原主査、退室 ></p>
議長	<p>続きまして、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第21号について説明いたします。</p> <p>今月は21件の申請がありました。内訳は、11ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、59-1について説明します。</p> <p>親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、60-2でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>なお、受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員であること、また経営地5,876㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。</p> <p>続いて、61-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、</p>

和田主任

必要な農機具も保有されています。

続いて、62-4でございます。

営農型発電設備の設置のため、区分地上権を設定するものです。

ここで区分地上権について説明させていただきます。

区分地上権とは、他人の土地において工作物を所有するため、地下または空間について上下の範囲を定めて、その土地を使用する権利を指します。

今回、農地法3条において区分地上権設定の許可申請がされておりますのは、国の通知において営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、本議案の申請に至ったものです。

また、この場合には当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされています。支柱に係る一時転用許可については、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第23号において説明させていただきます。

渡人と受人は親子関係にあり、申請地においては太陽光発電設備設置後も作業に適した空間が確保されることから、下部農地においては青ネギを作付する予定です。

なお、本件は農地法第3条第2項ただし書により、農地法第3条の不許可の例外に該当します。

続いて、63-5でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地2,382㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、64-6でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,485㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地においても耕作面積に合算しております。

続いて、65-7でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

受人は●●歳の方で、会社員をされています。現在、●●にお住まいですが、自分で安心・安全な野菜を作りたいという思いがあり、農地付の空き家を空き家バンクを通じて探したところ、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地ではタマネギやジャガイモ、ニンジンを作付する予定であり、書籍やインターネットを通じて技術を習得するとともに、隣人から技術指導を受ける予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

下限面積については、令和3年3月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、66-8でございます。

親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、67-9でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

受人は●●で農園を経営されており、主に水稻を作付され、飲食店や弁当販売店へ出荷されています。このたび、渡人から農地を譲渡したいとの話を受け、本申請地を取得しようとするものです。申請地には柿を作付予定で、収穫後は道の駅や直売所で販売を予定されてい

和田主任

ます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、68-10でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

受人は●●歳の方で、広告デザイナーをされています。地域の方から農地付の空き家の紹介を受け、仕事も在宅ワークであり、農地の管理もしやすいため、家族で移住し新規就農されることとなりました。申請地は一部、地域の農事組合法人へ利用権により賃借しており、受人も法人の構成員となったことから、今後法人の作業を通じ、農機具の使用方法や農業技術の習得を図る予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、69-11でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、70-12でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、71-13でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

受人は●●歳の方で、化粧品販売員をされています。顧客も安定し、現在はリモートでの営業が多く、自宅での業務がほとんどであることから、以前から興味があった農業にチャレンジしようと思い、農地付の空き家を空き家バンクを通じて探したところ、希望に見合う物件であったため当地で新規就農を決めたものです。既に空き家を取得し居住されています。申請地の一部は、地域の農事組合法人へ利用権により賃借されていたことから、このたび法人の構成員となり、農作業に従事されておられます。農機具一式を渡人から譲り受けており、近隣の知人から農機具の操作方法や農業技術の指導を受けながら、草刈りや田起を進められています。申請地では、水稲作付のほかマコモタケやアボカドの作付を予定されており、JAや県内外の農家などに相談しながら苗の入手を検討されています。

続いて、72-14でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、73-15でございます。

営農型発電設備の設置のため、区分地上権を設定するものです。

申請地は、平成30年4月に営農型太陽光発電設備の転用許可を受け、パネルの下部において認定農業者が農地法3条の使用貸借権の設定を受け、青ネギの作付を続けておられます。

62-4においてご説明したとおり、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可と同時に区分地上権を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、本件の申請をされております。また、権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされています。

本件は、農地法第3条第2項ただし書、民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、または移転されるときによる農地法第3条の不許可の例外に該当します。同じく、営農型発電設備の設置のため、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第23号において説明させていただきます。

続いて、74-16でございます。

親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、75-17でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、76-18でございます。

耕作者への売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要

和田主任	<p>な農機具も所有されています。</p> <p>続いて、77-19と78-20は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、79-21でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。</p> <p>受人は●●歳の方で、リサイクル業を営んでおられます。農畜産業に参入したいとの思いがあり、自宅からも近く便利な当地で新規就農を決めたものです。申請地の隣接宅地に牛舎を建築し、牛2頭及びヤギ2頭の飼育を予定しており、申請地では家畜の飼料となる牧草及びブドウやブルーベリー、アメリカンチェリーなどの果樹を作付予定です。耕作方法については、苗木の購入先であるJAなどで営農指導を受けられる予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、21件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>上程議案中、番号62-4、73-15については、議案第23号農地法第5条申請分と同時申請となっておりますので、第5条申請分が許可されれば許可することに、またそれ以外については許可してよいか、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
岡土居委員	<p>7番の岡土居です。本年度初めて4月の説明会で、大変和田さんがきれいな説明をしていただきました。声も大きいし、私たちは年を取っておりますので、なかなか声が聞こえなかったんですが、皆さんも4月ですからそれを做って、もっとちゃんと説明してもらったらいと思います。和田さんを参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
台川委員	<p>5番台川です。62-4の地上権設定と73-15の地上権の設定なんですけど、これ許可後3年間で許可後5年間というのがあるんですけど、どうして違うんでしょう。</p>
和田主任	<p>62-4と73-15について、設定期間が違うということ、3年と10年間ということになっております。農地法第5条の申請の期間と同時、同じ期間設定するものとされておりますので、農地法5条の許可期間と合わせております。詳細については、農地法5条の説明のときにさせていただきますこととなります。よろしく申し上げます。</p>
台川委員	分かりました。
議長	よろしいですか。
台川委員	はい。
議長	ご質問、ほかにはございませんか。
古本委員	<p>8番古本です。今日の議案の中でも、特に新規就農の方が結構いらっしゃるということで喜ばしいと思うんですけども、特に私は豊栄町なんで、豊栄町にも新規就農とか空き家付農地の取得というのの件数が昨年ぐらいからかなり増えてきております。ほいで、私ちょこちょこ農地を誰か借りてくれてんないかという話は、折々話があるんですけど、こういうふう議案に上がるときに、結構さっきの71-13ですよね、こういうふうにとまった農地を探しよう方とか、そういう方の情報がもし地元の委員に分かれば、ここもあるよここもあるよって紹介ができるんじゃないけど、議案に上がってきて初めてこういうとまった農地を全然違うところから就農されてんじやのというふうなんですけど、新規就農が希望の方とか農地を探しておられる方の情報、特に地元の委員に教えていただくと、あそこじゃったらこっちのほうがいいんじゃないかというて紹介もできるんですけども、どうでしょう。</p>
定井局長補佐	<p>農業委員会事務局の窓口で、時々、新規就農をしたいので農地どこかないだろうかというご相談をいただくことはございます。その際に、うちのほうである程度委員さんをお願いして</p>

定 井 局 長 補 佐	おります借手紹介依頼書等々で紹介させていただくこともありますし、就農のご希望のエリアの担当地区の委員さんに、こういった営農品目でこれぐらいの規模で農地を探されているんだけど適地はないでしょうかというようなご依頼をさせていただくことがございます。あくまで、農業委員会事務局窓口のほうにご相談に来られた際には、担当の委員さんに相談させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。
古 本 委 員	今回上がつとる内容やなんかというのも、前もってもうここを借りる受人、渡人というのがほとんど決まってから上がってくるんでしょう、話がもう決まったものが。
和 田 主 任	農地法3条の申請に上がっている新規就農の件は、東広島市空き家バンクを通じて物件を見つけられて、契約に至るところまでいった段階で相談いただくことがございます。なので、これから農地を探したいんだけどということで3条の相談に来られるというよりは、既に決まっているもので申請をいただくことが多いです。
古 本 委 員	分かりました。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはないようですか。
	< なし >
議 長	それでは、採決に入ります。 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、62-4と73-15の2件については、第5条申請分と同時申請ですので、第5条申請分が許可されれば許可することに、また62-4と73-15以外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、62-4と73-15については、第5条申請分が許可されれば許可することに、また62-4と73-15以外については許可することに決定をいたします。 次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の12ページをお願いいたします。 議案第22号農地法第4条の規定による許可申請でございます。 内容は座って説明させていただきます。 13ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 まず、申請番号10-1は、●●における共同住宅への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西約400mに位置する第1種農地で、申請者は隣地にお住まいの方でございます。 申請人は、高齢により営農を継続することが困難になっているため、申請地において共同住宅を経営することとされ、この転用許可申請をされたものでございます。 この申請地は、平成5年から8年にかけて、土地改良総合整備事業により整備された第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定いたします住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、本申請地は本年3月15日付で農振農用地除外済であり、開発行為の許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 続きまして申請番号11-2は、黒瀬町津江における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の西側約500m、●●がこちらにございます、沿いにあります第1種農地で、申請人はこの隣地にお住まいの方でございます。 申請人の墓地は、現在自宅から離れた場所にあり、墓参りが不便であるということから、自宅に隣接する申請地に移転をすることとし、本転用許可申請をされたものでございます。 こちらの申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地区域にある第1種農地でございまして、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定いたします住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、墓地の経営に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。

大 下 局 長 補 佐	す。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、この2件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	それでは、採決に入ります。 議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。 次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津 山 主 任	それでは、総会議案の14ページをご覧ください。 議案第23号について説明します。 今月は14件の申請がありました。内訳につきましては、総会議案の18ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 59-1について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。 続いて、60-2について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、葬祭業を営まれています。このたび、隣接する宅地を駐車場用地として取得することとなり、併せて申請地を資材置場として利用するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第3種農地です。 続いて、61-3について説明します。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、父が所有する本申請地で営農型太陽光発電事業を行うため、許可後3年間一時転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する農振農用地区域内農地です。 本件は、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当します。 なお、下部の農地においては、渡人である父とともに青ネギの栽培を行う計画です。太陽光パネルの支柱間隔は、縦4.2m、横3.8m、パネルの最低地上高2.5m、最高地上高3mとなっており、農作業に係るスペースは確保され、また日照時間から青ネギの作付に支障がないとの意見が広島中央農業協同組合から出されています。営農計画書での年間収穫量は、10aあたり約2,350kgを見込んでおり、広島中央農業協同組合から本計画は地域の平均的収収と比較して8割以上の収量が確保されると意見がなされています。 続いて、62-4について説明します。

津山主任

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、電気工事業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

63-5、64-6は同一案件ですので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。

続いて65-7について説明します。

進入路への転用事案です。受人は●●に居住されています。受人は、隣接する実家の敷地を通行し居宅へ進入しておりましたが、不便であったことから居宅へ直接進入できる道路を農地法の手続を取ることなく既に整備されており、始末書とともに追認許可申請されています。申請地は、●●の西に位置し、●●地区として昭和63年度から平成13年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて66-8について説明します。

一般住宅、資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は申請地の隣接地で両親と居住されています。昨年結婚し、家族が増え手狭となったため、隣接地である本申請地に居宅を建築し、また受人が経営する金属加工業の会社のための資材置場を併せて求めるため転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されています。

続いて、67-9について説明します。

農業用施設用地への転用事案です。受人は●●に居住し、認定新規就農者として、この4月から野菜等の出荷経営を始められています。現在、申請地近くの祖母が所有する農地を家族で耕作しており、必要な農機具を多数購入されましたが、格納する場所がなく、また育苗管理や出荷作業用のスペースを求め、居宅隣接の本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置し、●●地区として昭和54年度から昭和63年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものによる、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、申請地を既に使用していたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。

68-10について説明します。

貸駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業及び不動産業等を営んでいます。このたび、申請地隣接の事業者より従業員用駐車場が慢性的に不足しており、受人を通じて駐車場として利用する計画が上がり、事業所に隣接する本申請地を貸駐車場として整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置し、●●地区として昭和49年度から昭和58年度にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて69-11について説明します。

倉庫及び作業場への転用事案です。受人は●●に居住されています。受人は、申請地の隣接に居住されており、このたび土砂崩れ等の災害防止のため、裏山への継続的な植林を計画されています。このたび、その作業用スペース及び倉庫を設置し、作業の効率化を図ることを目的に申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による、第1種農地の不許可の例外に該当し

津山主任	<p>ます。</p> <p>なお、申請地には既に倉庫が建築されていることから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、70-12について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。</p> <p>17ページから18ページをご覧ください。</p> <p>受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、71-13について説明します。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案（更新）です。受人は東●●に本店を置き、弁当や仕出し料理の製造、販売及び発電事業等を営む会社です。平成30年4月に営農型太陽光発電設備の許可を受け、受人が売電事業を行い、パネル下部の農地においては、認定農業者である耕作者が青ネギ栽培を行ってこられました。このたび、更新に当たり一時転用許可期間の3年が4月19日で終了し、更新の手続を失念していたことから、始末書と併せ再度一時転用許可を申請されたものです。</p> <p>また、耕作者は認定農業者であり、平成30年度の制度改正により認定農業者が営農する場合は10年以内の一時転用許可が可能となったため、このたび許可後10年間一時転用しようとするものです。申請地は、●●から西に位置する集団農地内の第1種農地です。</p> <p>本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められるため、許可要件を満たします。</p> <p>なお、下部の農地においては、引き続き青ネギの栽培を行う計画です。</p> <p>72-14について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●で両親と居住されています。このたび、結婚を機に家族が増えることから、実家に隣接する本申請地に居宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する集団農地内の第1種農地です。</p> <p>本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>また、農振農用地からは、令和3年3月15日付で除外済です。</p> <p>以上説明しました14件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号59-1、61-3、65-7、67-9から72-14については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご意見がないので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、15ページの59-1から61-3、16ページの65-7、17ページの67-9から18ページ72-14については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、15ページ、59-1、61-3、16ページ65-7、17ページ67-9から18ページの72-14につい</p>

議 長	<p>ては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第24号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>議案第24号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきます。</p> <p>議案の20ページ、最後のページになりますが、最後のページをご覧ください。</p> <p>内訳については、最後の行の記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、●●から北に位置します空き家に附属する1筆の農地について、下限面積を1aに設定するものです。現在、申請の農地は耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思います。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第24号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第24号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地下限面積1aに設定することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第15号から報告第17号について事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第15号から第17号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページから6ページまでをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は17件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第16号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>8ページから10ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は13件の照会がございました。</p> <p>その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第17号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用は、今月分は2件の届出を受理いたしました。</p> <p>その内容については、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

議 長	次に、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	事務局からありますか。
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、その他の報告事項を何点かさせていただきます。</p> <p>まず、本日お配りしておりますファイルにつきましては、議案保管用などにお使いいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>次に、資料の2の事務局名簿でございますけれども、今年度の本庁、支所における事務局職員の氏名と主な担当事務について記載しておりますので、参考にいただければと思います。</p> <p>次に、資料の3でございます。</p> <p>令和3年度中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の開催中止についてのお知らせでございます。</p> <p>毎年、中国四国ブロックにおける女性農業委員さんの研修会を、中四国地方の各県持ち回りで開催しておりまして、昨年度は愛媛県で開催予定であったものが、コロナの影響によりまして今年度に延期となっております。しかしながら、愛媛県農業会議から今年度の開催中止の連絡が入ったことで今年度の研修会は中止ということになりました。来年度、令和4年度につきましては、現時点で愛媛県の次の岡山県での開催予定とのことですので、委員の皆様はご承知おきいただければと思います。</p> <p>次に、資料4をご覧ください。</p> <p>令和3年度の農地利用最適化推進事業の主な活動計画でございます。</p> <p>本日が当年度の最初の総会でございますので、今年度の主立ったものについて簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>表の一番左にあります番号の1から順に説明いたします。</p> <p>まず、番号1の農業委員会総会でございますけれども、先月3月総会のときに日程表をお配りしておりますけれども、今年度はこの表に記載しております日程で開催をする予定でございます。</p> <p>次に、番号2の全体研修会でございます。</p> <p>今年度は第1回目の全体研修会を7月8日に予定しておりまして、当日は今年度の農地パトロールについての説明会をさせていただく予定としております。その後、第2回目を10月から11月、12月にかけて、また第3回目を来年2月から3月のどこかで開催を予定しておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>次に、番号3の地区合同幹事会でございますけれども、各地区協議会から正幹事の農業委員さんと副幹事の推進委員さん1名ずつご出席いただき、随時開催をしているもので、昨年度、令和2年度については今年の1月に開催をいたしておりまして、農地利用の最適化推進に関する指針についてご協議をいただいております。</p> <p>今年度の開催については、今のところ未定でございますけれども、合同幹事会において協議いただく事案がございましたら案内をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、番号4の地区協議会でございます。</p> <p>現在、市内を10の地区に分けて協議会を設置しておりまして、西条地区につきましては北地区と南地区の2地区設置しておりますけれども、各ほかの地区は旧町単位で1つつ設置しております。各地区で必要に応じて随時開催をいただいているものでございまして、今年度も各地区の状況に応じて随時開催をお願いいたします。</p> <p>次に、番号5の農地パトロールでございます。</p> <p>先ほど、全体研修会の項目でお話しさせていただきましたが、今年度の農地パトロールの説明会を7月8日の木曜日に予定しております。会場は、広島中央農協さんの会議棟で午前、午後に地区を分けて開催する予定です。今のところ、午前中に旧町、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津地区、午後から旧市、西条、八本、志和、高屋地区を対象に行う予定でございます。6月中には開催通知にてご案内させていただきますので、ご出席いただきます</p>

<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>ようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、番号6の農地利用の最適化に向けた現場活動でございます。</p> <p>これにつきましては、年間を通しての活動ということになるかと思えますけれども、表の③の農地の借手紹介依頼書の収集、これにつきましては以前からお話をさせていただいております、新規就農を希望される方が農地を探されている場合や既存の経営体の方が規模拡大のために農地を探されている場合に、貸付け可能な農地情報として提供させていただく取組として行っているものでございます。今後とも引き続き、機会を捉えてご収集いただければと思います。</p> <p>次に、番号7の中間管理機構主催のマッチング会でございますけれども、広島県農地中間管理機構の主催で行っているもので、機構が預かっている農地を担い手の方へつなげるため、担当地区の農業委員さんや推進委員さんにもご協力いただいて実施しているものでございます。</p> <p>昨年度は実施がございませんでしたけれども、担当地区の農地がマッチングの対象となった場合にはご協力いただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、番号8の認定農業者の集いの事例研究会でございますけれども、本市の農林水産課の主催で実施しております事業で、令和2年度は今年の1月29日に開催をされております。今年度の開催は、まだ未定でございますけれども、開催に当たりましては事前に農林水産課から出席の案内が届くかと思えますので、委員の皆様のご参加をお願いいたします。</p> <p>以上、ここまで主立ったものについて説明をさせていただきましたけれども、ちょっと戻っていただいて、番号2の全体研修会と番号4の地区協議会についてでございますけれども、例年第1回目の全体の研修会、これをこの4月から5月にかけて開催をしておりましたけれども、全体研修会につきましては先月3月16日に開催したばかりであることと、あと現在のコロナの状況等々も踏まえまして、全体の研修会ではなく各地区での地区協議会、これを開催することで年度当初の研修会に代えさせていただくことを考えております。</p> <p>地区協議会につきましては、昨年10月から11月にかけて開催いただいた際に、事務局もそこに参加させていただきまされたけれども、それと同じような形でこの5月から6月にかけて各地区において開催いただき、事務局もそこに参加させていただきたいと考えております。</p> <p>内容といたしましては、本日お話しさせていただいております年間の活動計画であるとか活動記録簿の記載についてなどの一般的な事項に加えまして、各地区における農地利用の最適化へ向けての協議検討を行いたいと考えております。</p> <p>この5月から6月にかけての開催につきましては、各地区の正幹事さんのほうに既にあらかじめお話をさせていただいております、今現在農繁期の真っただ中で大変お忙しいことは重々承知しておるんですけれども、各地区の幹事さん、副幹事さんを中心に5月から6月にかけてのどこかで日程調整をお願いしたいと思いますので、皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、ほかに何かありませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは、委員の皆様には長時間にわたり審議誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。</p>
<p>大 月 職 務 代 理 者</p>	<p>失礼いたします。次回5月総会は、5月31日月曜日10時から本日と同じ全員協議会室で予定しておりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で4月総会を閉会いたします。</p> <p>大変お疲れさまでした。ご苦労さんでした。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 7番 岡土居 正弘 委員